

土浦市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金 申込要領

土浦市では、幼児 2 人同乗用自転車の利用の促進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児 2 人同乗用自転車を購入する世帯に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助しています。

○補助対象世帯及び当該世帯における申請者等

- ・ 幼児 2 人同乗用自転車（中古のものを除く）を取り扱う市内の販売店で自ら使用する目的で購入した世帯であって、以下の要件を全て満たすものとします。

- ①同一の世帯において、2 人以上の幼児の親権を行う者であること。
- ②申請日において、市内に住所を有していること。
- ③申請日において、申請者及び同一の世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
- ④申請日において、①の幼児に係る保育料を滞納していないこと。

※幼児 2 人同乗用自転車には、「BAA マーク」又は「SG マーク」が貼付されています。購入の際の参考としてください。

※その他、申請に際しては、**購入日が令和 6 年 4 月 1 日以降**であり、且つ、**防犯登録を受けている**ことが必要となります。

※補助対象数は、**1 世帯につき、幼児 2 人同乗用自転車 1 台**となります。

※補助対象世帯に**本補助金の交付実績がある場合は、対象外**となります。

○補助金額

- ・ 幼児 2 人同乗用自転車及び幼児用座席の購入費（消費税及び地方消費税を含む）の 2 分の 1 の金額（100 円未満の端数は切り捨て）。ただし、30,000 円を限度とします。

※防犯登録料及び備品等の購入費は含みません。

※補助金交付額が本年度の当初予算額に達した時点で、申込受付は終了させていただきます。予め、ご了承ください。

○申込受付期間

- ・ 令和 6 年 6 月 3 日（月）～令和 7 年 3 月 7 日（金）

※申込受付は先着順となります。

○提出書類（①・②・⑤は土浦市公式ホームページよりダウンロード可）

- ①交付申請書兼誓約書（様式第 1 号）
- ②交付請求書（様式第 3 号）
- ③住民票謄本の写し

※申請日現在の状況が確認できるもの（申請日に取得したもの）とします。

④納税証明書

※申請日現在の状況が確認できるもの（申請日に取得したもの）とします。

※世帯員全員（親族以外を含む）の納税証明書（非課税の方は非課税証明書）を提出してください。

※未申告の方がいる場合は、個人住民税（市民税・県民税）の申告をした後、納税証明書（非課税の方は非課税証明書）を提出してください。ただし、16歳未満の世帯員については、この限りではありません。

⑤保育料完納証明書

※申請日現在の状況が確認できるもの（申請日に取得したもの）とします。

※入所している施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）が作成したものとします。

※未入所児については、提出不要です。

⑥領収書（原本）

※幼児2人同乗用自転車を購入した日、店名、購入金額、品名及び申請者の氏名が記載されたものとします。

⑦内訳表

※購入した幼児2人同乗用自転車及び幼児用座席の購入金額、品名及び型番等が記載されたもの（請求書のコピー可）とします。

⑧品質保証書（コピー）

※メーカー名及び車体番号等が明記され、幼児2人同乗用自転車であることが確認できるものとします。

⑨防犯登録票（コピー）

⑩カタログ

※購入した幼児2人同乗用自転車及び幼児用座席の品名及び型番等の記載があるものとします。

○申請方法

- ・上記の提出書類を土浦市生活安全課（本庁舎2階20番窓口）に、ご持参ください。

◆注意事項

- ・提出書類に不足があることが判明した場合は、追加提出となります。また、不備（記載ミス等）等があることが判明した場合は、再提出となることがあります。予め、ご了承ください。
- ・提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、また、審査において、要件等を満たしていないことが判明した場合は、申請却下となります。なお、申請却下によって生じた損害等については、一切、責任を負いません。予め、ご了承ください。

◆用語の定義

①自転車安全基準等

一般社団法人自転車協会が定める自転車安全基準又は一般財団法人製品安全協会が定める自転車の認定基準のこと。

②幼児2人同乗用自転車

幼児が同乗できる座席を2つ備え、又は備えることができる構造の自転車であって、自転車安全基準等を満たしたもの（中古のものを除く）のこと。

③BAAマーク

一般社団法人自転車協会が制定した自転車業界の自主基準である「自転車安全基準」

に適合した自転車に貼付されるマークのこと。

④SG マーク

1973 年 10 月に施行された「消費生活用製品安全法」に基づき、旧通商産業省の特別認可法人として設立された製品安全協会が生みだした、安全を保証するマーク。

⑤幼児

未就学児のこと。

⑥自転車防犯登録票

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第 12 条第 3 項に規定する防犯登録を受けたことを証する書面のこと。

※ご不明な点等がございましたら、土浦市生活安全課（本庁舎 2 階 20 番窓口）に、ご連絡ください。

▼お問合せ先▼

生活安全課交通防犯係

TEL029-826-1111(内線 2298)